

2025年度(2026年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	112,419	保険契約準備金	1,143,609
預貯金	112,419	支払準備金	8,871
コーポレートローン	16,319	責任準備金	1,134,738
買入金銭債権	94,896	受託金	8,309
有価証券	903,907	その他の負債	10,048
国債	393,497	再保険借	5,728
地方債	69,955	未払法人税等	894
社債	332,923	預り金	4
外国証券	71,995	未払金	394
その他の証券	35,535	金融派生商品	3,026
有形固定資産	74	退職給付引当金	161
建物	23	役員退職慰労引当金	13
その他の有形固定資産	50	賞与引当金	32
無形固定資産	133	特別法上の準備金	1
ソフトウェア	133	価格変動準備金	1
その他の無形固定資産	0	地震保険評価差額金	△ 13,749
その他の資産	22,107	負債の部合計	1,148,427
再保険貸	20,058	(純資産の部)	
未収収益	1,862	資本金	1,000
預託金	45	利益剰余金	695
仮払金	81	利益準備金	1
金融派生商品	58	その他利益剰余金	694
繰延税金資産	128	特別積立金	17
		価格変動特別積立金	39
		繰越利益剰余金	637
		自己株式	△ 5
		株主資本合計	1,689
		その他有価証券評価差額金	△ 129
		評価・換算差額等合計	△ 129
		純資産の部合計	1,559
資産の部合計	1,149,987	負債及び純資産の部合計	1,149,987

(注)

1 会計方針に関する事項は次のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法は次のとおりであります。

- ① その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
- ② 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額については、税効果控除前の額を、保険業法施行規則別紙様式に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しております。それ以外の評価差額については、税効果控除後の額を全部純資産直入法により処理し、純資産の部に表示しております。ただし、外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

(2) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。

(4) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。

(5) 外貨建の資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

(6) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理・企画部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

なお、当期は引当の対象となる資産がないため、計上を行っておりません。

(7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しております。

(8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当期末要支給額を計上しております。

(9) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に算出しております。

(10) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(11) 再保険取引は、元受保険会社等と締結している地震保険再保険特約書等及び政府と締結している地震保険超過損害額再保険契約書等の定めに基づいております。元受保険会社から地震保険再保険料報告書等を受領した時点で収入保険料を計上し、それに対して元受保険会社等及び政府へ出再したと認められる保険料を支払再保険料として計上しております。

また、元受保険会社から地震保険再保険金計算書を受領した時点で支払保険金を計上し、それに対して元受保険会社等及び政府から回収可能と認められる保険金を回収再保険金として計上しております。

- (12) 支払備金は、元受保険会社から報告を受けた支払備金合計額を計上しております。
 なお、保険業法施行規則第73条第3項に基づき再保険が付された部分に相当する支払備金は計上を行っておりません。

2 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は再保険金の支払いに備え、主に国内外の高格付の短中期債並びに短期金融商品を保有し、流動性と安全性を第一義とし、それに収益性を加味した資産運用を行っております。デリバティブ取引は、外貨建債券の為替変動に伴う市場リスク軽減のための先物為替予約で、実需の範囲内で行うこととしております。また、市場リスク・信用リスク・流動性リスクについては定期的に時価や信用情報を把握、管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価の区分については次のとおりであります。
 なお、現金及び預貯金、コールローン、買入金銭債権は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品 (単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	—	903,907	—	903,907
国債	—	393,497	—	393,497
地方債	—	69,955	—	69,955
社債	—	332,923	—	332,923
外国証券	—	71,995	—	71,995
その他の証券	—	35,535	—	35,535
デリバティブ取引(※)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	(2,967)	—	(2,967)
通貨関連取引	—	(2,967)	—	(2,967)

(※) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

国債、地方債、社債及び外国証券は相場価格を用いて評価しておりますが、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

なお、市場における相場価格が入手できない投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値の評価技法を利用して時価を算定しております。評価技法で用いている主なインプットは、金利及び為替レートであります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

- 3 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
- 4 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を累積して積み立てております。また、危険準備金より正味保険金及び損害調査費等の額を取り崩しております。
- 5 有形固定資産の減価償却累計額は254百万円、圧縮記帳額は2百万円であります。
- 6 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	9,452	百万円
同上に係る出再支払備金	581	百万円
差引	8,871	百万円

- 7 繰延税金資産の総額は219百万円であり、繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は90百万円であります。この結果、繰延税金資産が128百万円増加し、法人税等調整額(益)が同額計上されております。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、未払事業税91百万円、退職給付引当金46百万円、未払特別法人事業税25百万円であります。

- 8 当事業年度末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
- 9 1株当たりの純資産額は784円45銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計は1,559百万円、普通株式に係る純資産額は1,559百万円、普通株式の当期末株式数は1,988千株であります。
- 10 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2025年度 (2025年4月 1日から
2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	304,016
保 險 引 受 収 益	295,121
正 味 収 入 保 険 料	290,926
積 立 保 険 料 等 運 用 益	4,195
資 産 運 用 収 益	8,895
利 息 及 び 配 当 金 収 入	6,924
為 替 差 益	6,147
そ の 他 運 用 収 益	18
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△ 4,195
経 常 費 用	303,485
保 險 引 受 費 用	292,826
正 味 支 払 保 険 金	13,192
損 害 調 査 費	5,876
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	61,773
支 払 備 金 繰 入 額	4,460
責 任 準 備 金 繰 入 額	207,523
資 産 運 用 費 用	8,436
有 価 証 券 売 却 損	390
金 融 派 生 商 品 費 用	8,020
そ の 他 運 用 費 用	25
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	2,217
そ の 他 経 常 費 用	4
支 払 利 息	4
経 常 利 益	530
特 別 損 失	0
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	0
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	0
税 引 前 当 期 純 利 益	530
法 人 税 及 び 住 民 税	513
法 人 税 等 調 整 額	△ 128
法 人 税 等 合 計	384
当 期 純 利 益	145

(注)

- 1 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	377,040	百万円
支払再保険料	86,114	百万円
差引	290,926	百万円

- 2 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	15,431	百万円
回収再保険金	2,239	百万円
差引	13,192	百万円

- 3 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	3,766	百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△694	百万円
差引	4,460	百万円

- 4 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	467	百万円
コールローン利息	60	百万円
買入金銭債権利息	577	百万円
有価証券利息	5,818	百万円
計	6,924	百万円

- 5 金融派生商品費用中の評価損益は2,967百万円の損であります。

- 6 1株当たりの当期純利益は73円42銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は145百万円、普通株式に係る当期純利益は145百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株であります。

- 7 当期末における法定実効税率は28.00%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は72.47%であり、この差異の主な内訳は、危険準備金有税繰入額の損金不算入額187.30%、評価性引当額の増減額△123.23%、広告宣伝費用に係る危険準備金有税戻入額の益金不算入額△16.62%であります。

- 8 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。